

議案第 2 1 号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市介護保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 2 月 2 2 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1号中「28,080円」を「30,620円」に改め、同条第2号中「37,430円」を「40,820円」に改め、同条第3号中「43,670円」を「47,630円」に改め、同条第4号中「49,910円」を「54,430円」に改め、同条第5号中「62,380円」を「68,030円」に改め、同条第6号中「68,620円」を「74,840円」に改め、同号ア中「又は第36条」を「、第35条の3第1項又は第36条」に、「とする」を「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする」に改め、同条第7号中「81,100円」を「88,440円」に改め、同条第8号中「102,930円」を「112,250円」に改め、同条第9号中「121,650円」を「132,660円」に改め、同条第10号中「131,000円」を「142,870円」に改め、同条第11号中「140,360円」を「153,070円」に改め、同条第12号中「149,720円」を「163,280円」に改め、同条第13号中「159,070円」を「173,480円」に改め、同条第14号中「168,430円」を「183,690円」に改め、同条第15号中「184,030円」を「200,690円」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「減免を」を「減額又は免除を」に、「添付して」を「添えて」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同部分に次のただし書を加える。

ただし、期限内に申請できないことについてやむを得ない理由

があると市長が認める場合は、この限りでない。

第11条第2項第2号中「減免を」を「減額又は免除を」に、「減免を」を「減額又は免除を」に改め、同項第3号及び同条第3項中「減免を」を「減額又は免除を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び次項から附則第6項までの規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

3 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によつて計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によつて計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

4 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

5 附則第3項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

6 改正後の第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1号に掲げる者 17,010円

(2) 第4条第2号に掲げる者 23,820円

(3) 第4条第3号に掲げる者 44,220円

(提案理由)

第8期介護保険事業計画の策定による介護保険料額の改定等に伴い、所要の改正を行うものであります。